

# 定 款

一般社団法人群馬県トライアスロン協会

令和 6年 3月 6日 作成  
令和 6年 3月 29日 公証人認証  
令和 6年 4月 1日 法人設立

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人群馬県トライアスロン協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を群馬県伊勢崎市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、トライアスロンの健全な普及及び発展を図るとともに、トライアスロンスポーツを楽しむアスリート相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. トライアスロンの普及及び指導に関する事業
2. トライアスロンの競技会、練習会、講習会等の企画及び実施
3. トライアスロン競技会及びトライアスロンスポーツに対する協力及び支援事業
4. トライアスリートの育成及び交流に関する事業
5. トライアスロン競技の主要大会への代表選手の推薦活動
6. トライアスリートに関する情報提供及び刊行物の発行に関する事業
7. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人は、その目的に賛同する個人又は法人であって、次条の

規定により入会した会員をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員とする。

(入 会)

- 第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める会費を納めなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第 9 条 会員は、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。
1. 退会したとき。
  2. 死亡し、又は解散したとき。
  3. 除名されたとき。

(退 会)

- 第 10 条 会員は、いつでも退会届を提出して退会することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当したときは、社員総会の決議によりこれを除名することができる。
1. 定款その他の規則に違反したとき。
  2. この法人の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
  3. その他、除名すべき正当な理由があるとき。

### 第3章 社員総会

(構 成)

- 第 12 条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権 限)

- 第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任及び解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 計算書類の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他、社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがあるときを除き、理事会の決議に基づき理事長が行う。

- 2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがあるときを除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他、法令で定められた事項

(議決権)

第 17 条 会員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役 員

(設 置)

第 20 条 この法人には、役員として理事3名以上、監事1名以上を置く。  
2 理事のうち1名を代表理事とし、これを理事長とする。

(選 任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。  
2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。  
2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。  
2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(解 任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

- 第26条 この法人には、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
1. この法人の業務執行の決定
  2. 理事の職務執行の監督
  3. 理事長の選定及び解職
  4. この法人の運営等に関して必要となる規程の制定

### (招集及び議長)

- 第28条 理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、当該理事会において議長を選出する。
- 2 理事会の招集通知は、会日より3日前までに各理事及び各監事に対して発する。
  - 3 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

## 第6章 計算

### (事業年度)

- 第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算等)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
  2. 事業報告の附属明細書
  3. 貸借対照表
  4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
  5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 7 章 補 則

(規程への委任)

第 33 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営等に関して必要となる事項については、別途、規程を置く。

- 2 前項の規程は、理事会がこれを定める。

## 第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 34 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 35 条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

群馬県高崎市根小屋町 2 3 1 3 番地 1 0

設立時理事 小 平 博

群馬県佐波郡玉村町大字福島 6 0 5 番地 2 2

設立時理事 奥 村 清

群馬県前橋市青梨子町 8 5 8 番地

設立時理事 櫻 井 正 明

群馬県伊勢崎市馬見塚町1425番地

設立時理事 茂木 利明

新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国304番地3-1316号

設立時監事 木村 譲二

- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員)

第36条 この法人の設立時社員は、次のとおりとする。

群馬県高崎市根小屋町2313番地10

小平 博

群馬県佐波郡玉村町大字福島605番地22

奥村 清

群馬県前橋市青梨子町858番地

櫻井 正明

群馬県伊勢崎市馬見塚町1425番地

茂木 利明

新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国304番地3-1316号

木村 譲二

(法令の準拠)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人群馬県トライアスロン協会設立のため、設立時社員小平博、同奥村清、同櫻井正明、同茂木利明及び同木村譲二の定款作成代理人である司法書士泉純平は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年3月6日

設立時社員 群馬県高崎市根小屋町2313番地10

小平 博

設立時社員 群馬県佐波郡玉村町大字福島605番地22

奥村 清

設立時社員 群馬県前橋市青梨子町858番地



櫻井 正明  
設立時社員 群馬県伊勢崎市馬見塚町1425番地  
茂木 利明  
設立時社員 新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国304番地3-  
1316号  
木村 譲二

上記設立時社員の定款作成代理人  
群馬県高崎市東町172番地20  
司法書士 泉 純平